改正 令和5年3月31日 原規総発第2303316号 原子力規制委員会決定

令和5年3月31日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領 (原規総発第 120919005 号) の一部を、 別表により改正する。

附則

この規程は、原子力規制委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和年原子力規制委員会規則第1号)の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。

121~

127

(略)

(略)

(略)

改 Æ 後 改 正 前 別表第3(原子力規制法令) 別表第3(原子力規制法令) (1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法 (1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法 律第166号) 関係 律第166号) 関係 委員会へ 委員会へ 事項 事項 合議者の報告の 主管課等 車決事項 専決者 合議者 の報告の 主管課等 専決事項 専決者 番号 番号 要否 要否 1~ $1\sim$ (略) 118 118 人事課又 部門(部安 は部門(部 全規制管 安全規制 原子炉等規制法第61条 原子炉等規制法第61条 理官及び 管理官及の2の2第3項の規定に の2の2第3項の規定に 官房安全 び官房安よる原子力規制検査を行 よる原子力規制検査を行 否 119 119 否 規制管理 の長 |全規制管||う職員の指定に関するこ う職員の指定に関するこ 官に係る 理官に係と。 ものに限 るものに る。) 限る。) 人事課又 部門(部安 は部門(部 全規制管 安全規制 原子炉等規制法第61条 |理官及び|原子炉等規制法第61条 管理官及 の2の2第4項の規定に 主管課等 |官房安全|の2の2第4項の規定に|主管課等 び官房安 否 否 120 120 よる証明書の発行に関すの長 規制管理よる証明書の発行に関すの長 全規制管 ること。 官に係るること。 理官に係 ものに限 るものに る。) 限る。)

(略)

121~

127

(略)

(略)

(略)

(略)

128	<u>人事課又</u> <u>は保障措</u> <u>置室</u>	原子炉等規制法第61条 の8の2第2項の規定に よる職員の指定に関する こと。	→ □ 1×1¢ ·1	否	128	<u>保障措置</u> 室	原子炉等規制法第61条 の8の2第2項の規定に よる職員の指定に関する こと。	主管課等	否
<u>129</u>	<u>人事課又</u> は保障措 置室			盃	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
130~ 133	(略)	(略)	(略)	(略)	129~ 132	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>134</u>	<u>人事課又</u> は保障措 置室			否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

135~ 141	(略)	(略)	(略)		(略)	133~ 139	(略)	(略)	(略)		(略)		
<u>142</u>	全規官房制度 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関連 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係 関係	原子炉等規制法第64条の3第8項において読み替えて準用する第61条の2の2第3項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。	主管課等の長		否	140	部門制及安管係にのるのででで、 (安管で全理を規でも限のでする)	原子炉等規制法第64条の3第8項において読み替えて準用する第61条の2の2第3項の規定による特定原子力事業者等への検査を行う職員の指定に関すること。			否		
143	人 事課 (は部門) (お門) (制) (制) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関	原子炉等規制法第64条 の3第8項において準用 する第61条の2の2第 4項の規定による証明書 の発行に関すること。	主管課等の長		否	141	部規官房制にのる(安管び全理官規官も限)	原子炉等規制伝第64条の3第8項において準用する第61条の2の2第4項の規定による証明書	主管課等の長		否		
$\frac{144}{353}$	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	$\frac{142}{351}$	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2)	(2) • (3) (略)						(2) (3) (略)						

別表第4(放射性同位元素等規制法令)

(1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号) 関係

別表第4(放射性同位元素等規制法令)

(1) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号) 関係

事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否	事工番号		主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1~40	(略)	(略)	(略)		(略)	1~	10	(略)	(略)	(略)		(略)
41	安全規制管 理官に係る	放射性同位元素等規制法 第43条の2第3項の規 定による証明書の発行に 関すること。			否	(茉 設)	f	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
<u>42</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	41		(略)	(略)	(略)		(略)
43	人事課又は 部門(官房 安全規制管 理官に係る ものに限 る。)	放射性同位元素等規制法 第43条の3第2項にお いて準用する第43条の 2第3項の規定による証 明書の発行に関すること。	<u>主管課</u> 等の長		否	(辩	f	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
<u>44~86</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>42</u> ~	84	(略)	(略)	(略)		(略)